

# 生命保険を活用した 相続対策

司法書士柴崎智哉

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

**TEL 0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/>

2016.9.13 現在の法律に基づいて作成しております。

# 生命保険の2大メリット

- ▶ 相続税の節税ができる
- ▶ 死亡保険金の受取人指定ができる  
(遺産分割協議がいらない)

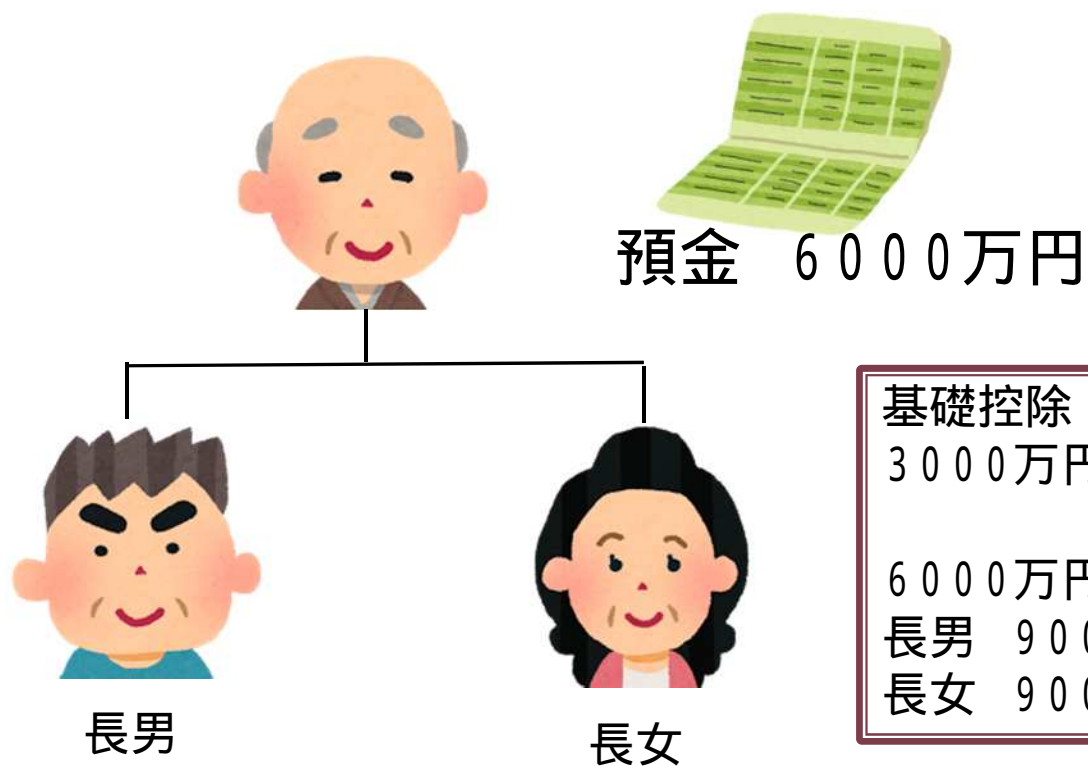
# 相続税の申告が必要なケース

- ▶ 相続税の課税対象となる財産が、基礎控除額を超える場合は相続税の申告が必要です。  
基礎控除額は次のように計算します。
- ▶  $3000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$ 
  - 法定相続人が1人のとき、基礎控除は3600万円
  - 法定相続人が2人のとき、基礎控除は4200万円
  - 法定相続人が3人のとき、基礎控除は4800万円
- ▶ 生命保険金も課税対象となる財産(みなし相続財産)ですが...

# 死亡保険金の非課税枠

- ▶ 生命保険の死亡保険金には非課税枠が存在します。
- ▶ **500万円 × 法定相続人の数**が非課税枠となります。
  - 法定相続人が1人のとき、非課税枠は 500万円
  - 法定相続人が2人のとき、非課税枠は1000万円
  - 法定相続人が3人のとき、非課税枠は1500万円
- ▶ 現金・預金を生命保険に変えておけば、非課税枠分、相続税の対象となる財産を減らせます。

# モデルケース



## 基礎控除

$$3000万円 \times (600万円 \times 2人) = 4200万円$$

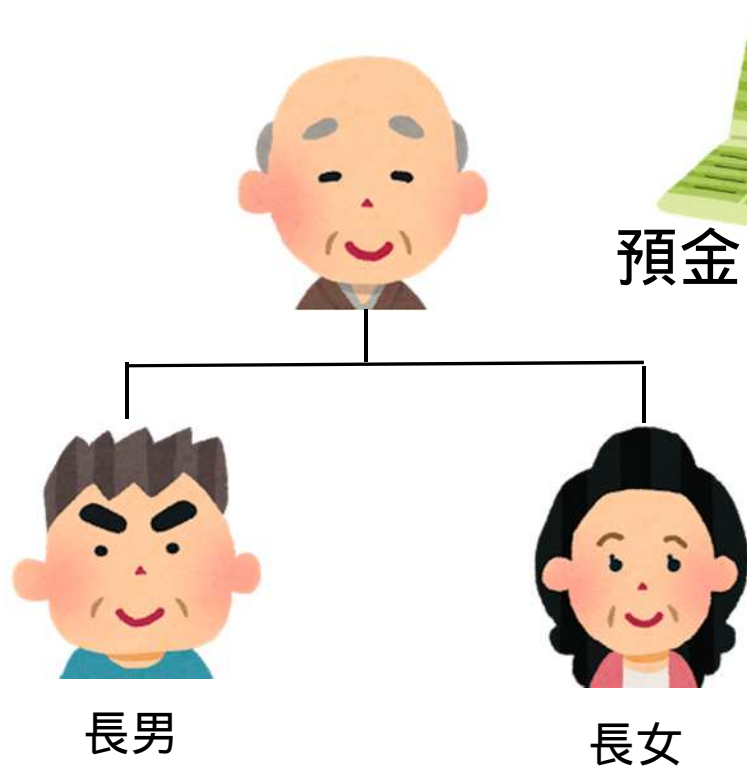
$$6000万円 - 4200万円 = 1800万円$$

$$\text{長男 } 900万円 \times 10\% = 90万円$$

$$\text{長女 } 900万円 \times 10\% = 90万円$$

長男・長女で2分の1ずつ相続すると、  
相続税はそれぞれ**90万円(合計180万円)**

# 1000万円を生命保険にすると



預金 5000万円 生命保険 1000万円

基礎控除

$$3000万円 \times (600万円 \times 2人) = 4200万円$$

生命保険の非課税枠

$$500万円 \times 2 = 1000万円$$

$$5000万円 - 4200万円 = 800万円$$

$$\text{長男 } 400万円 \times 10\% = 40万円$$

$$\text{長女 } 400万円 \times 10\% = 40万円$$

長男・長女で2分の1ずつ相続すると、  
相続税はそれぞれ40万円(合計80万円)

遺産が多いほど税率も上がるので、より効果的

# 一時払い終身保険なら 90才まで入れる保険もある

- ▶ 契約時に保険料を一時(一括)払いします。
- ▶ 死亡時に死亡保険金が支払われます。
- ▶ 90才まで入れる保険もあります。

一時払い保険料  
960万円

死亡されたとき  
死亡保険金  
1000万円

(注意) 上記の保険料と保険金の例はサンプルです。  
実際の金額は保険代理店・募集人にご確認ください。

# 生命保険を活用した 相続対策のデメリット

- ▶ 一定期間を経過する前に解約すると、解約返戻金が払い込んだ保険料を下回ります。
- ▶ 生命保険会社が破綻した場合、原則として破綻時点の責任準備金等の90%までの補償となります。
- ▶ 生命保険のメリットと上記デメリットを考慮した上で、相続対策に生命保険を活用するか判断しましょう。



# 生命保険のもう一つのメリット

- ▶ 遺言書がない場合、相続が発生すると相続人全員で財産の分け方を話し合います（遺産分割協議）
  - 時間がかかる
    - ・ 亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの一連の戸籍謄本を集めたり、相続人全員の戸籍謄本や印鑑証明書を集めなければならないので、時間がかかります。
    - ・ 遺産分割協議がまとまらないと手続きが進みません。
  - 原則は、法定相続分
    - ・ 原則的には、各相続人には、法定相続分に応じて財産を取得する権利があります。
- ▶ 生命保険の死亡保険金なら
  - 死亡保険金の受取人のみで保険会社に請求できます
    - ・ 遺産分割協議が不要で、集める戸籍も少ないので早く手続きができます。
  - 死亡保険金は受取人の固有財産です。
    - ・ 他の共同相続人との間に生じる不公平が是認できないほど著しいと評価されない限り、相続財産として扱われません。

## まとめ

- ▶ 相続税の節税ができる
- ▶ 死亡保険金の受取人指定ができる  
(遺産分割協議がいらない)
- ▶ 一時払い終身保険なら90才まで入れる保険もある
- ▶ 生命保険のメリットとデメリットを考慮した上で判断する